

令和4年3月24日
海事局安全政策課
検査測度課
海技課

「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！

～全国のマリーナ・漁港等での周知・啓発活動、パトロール及び訪船指導を行います～

国土交通省海事局は、小型船舶の海難事故防止に向けた取組みとして、警察庁、海上保安庁、水産庁、日本小型船舶検査機構等の協力を得て、マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布やプレジャーボート・漁船に対するパトロール・訪船指導等を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

1. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布

最近の水上オートバイや漁船の事故等の発生状況を鑑みて、小型船舶の安全を確保するために遵守すべき事項等をまとめたリーフレット^{※1}をマリーナや漁港等で配布し、ライフジャケットの適切な着用、発航前の点検、機関故障対策、水上オートバイの安全確保対策等の徹底を図るための周知・啓発活動を行います。

(2) 川下り船運航事業者に対する安全指導^{※2}

川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿った措置を講じるよう安全指導を行います。

(3) プレジャーボート・漁船・小型旅客船への個船指導^{※2}

マリーナ、漁港等においてパトロールを行い、プレジャーボート・漁船を訪船し、船舶検査の受検、小型船舶操縦士免許の受有等について指導します。また、小型旅客船を訪船し、消防設備・救命機器の備え付け状況等の確認及び安全指導を行います。

2. 実施期間

令和4年4月11日（月）～令和4年8月31日（水）

3. 実施主体

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局^{※3}

※1 https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji08_hh_000080.html

※2 訪問及びパトロール指導（1.（2）及び（3）に掲げるもの）は、新型コロナウイルス感染症に関する地域事情に配慮しつつ、実施。

※3 警察庁、海上保安庁、水産庁、日本小型船舶検査機構等の協力を得ながら実施。

<問い合わせ先> TEL 03-5253-8111（代表）

海事局 安全政策課 山倉、堀ノ内（内線 43-536、直通：03-5253-8935、FAX：03-5253-1642）

検査測度課 平瀬、北澤（内線 44-124、直通：03-5253-8639、FAX：03-5253-1644）

海技課 服部、脇野（内線 45-316、直通：03-5253-8655、FAX：03-5253-1646）

